

相続放棄の熟慮期間

大震災を受け特例法

相続による財産上の権利義務の承継は、プラスの財産だけでなく、借金などのマイナスの財産を含みます。被相続人が多額の借金を残した場合、相続は負担となり迷惑を被ることもなります。また、プラスの財産であっても何かの事情で相続したくないという場合もあるでしょう。

そこで、民法は、相続人の意思によって相続するかしないかの自由を与え、「単純承認」「限定承認」「放棄」の三つの選択肢を設けています。

単純承認は、被相続人の権利義務を全面的に承継するもの、限定承認は、相続したプラスの財産の範囲内では債務の返済をするけれども、それを超えては責任を負わないというもの、放棄は、相続開始のときから相続人でなかったことになり、プラスの財産もマイナスの財産も承継しないというものです。

相続人は相続の開始があったことを知った時から **3** か月以内に単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならぬとされます（民法 **915** 条）。

この **3** か月の期間は、相続人が相続財産の内容を調査していずれの相続の方式にするかを考慮するための期間で、熟慮期間と呼ばれます。

相続人が熟慮期間内に相続の放棄も限定承認もしなかったときは、単純承認をしたものとみなされず（同 **921** 条 2 号）。

今回、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（特例法）が制定されました。

この特例法は、東日本大震災の被災者である相続人について、被災による生活の混乱のため、**3** か月の熟慮期間中に相続の承認または放棄の判断や手続を行うことが困難であることから、熟慮期間を平成 **23** 年 **11** 月 **30** 日まで延長するものです。相続人が被災者である場合の特例であり、被相続人が被災者であるか否かは関係ありません。

この被災者とは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く）に平成 **23** 年 **3** 月 **11** 日において住所を有していた者とされ、福島県は全市町村がこの区域にあたります。

震災前に相続の開始があったことを知った被災者であっても平成 **22** 年 **12** 月 **11** 日以後に相続の開始があったことを知った者については特例法が適用されます。

相続人が複数いる場合には、相続人のうち被災者にあたる相続人だけに特例法が適用されます。

特例法は、被災者である相続人を救済することを目的として制定されたものですが、対象となる方がその内容を知らなければ目的が十分に達せられないことになるため、広く周知されることが望まれます。

